

○西脇市子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日条例第27号

改正

平成26年6月26日条例第22号

平成28年6月23日条例第21号

西脇市子ども・子育て会議条例

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、西脇市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（組織）

第2条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

（委員及び専門委員）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- （1） 法第6条第2項に規定する子どもの保護者
- （2） 事業主を代表する者
- （3） 労働者を代表する者
- （4） 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（次号において「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者
- （5） 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- （6） 公募による市民
- （7） その他市長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、専門の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

5 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任され、又は解嘱されるものとする。

（会長）

第4条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 子ども・子育て会議は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援担当部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年西脇市条例第

45号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

環境審議会委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額
---------	----	-------	---------------

を

」

「

子ども・子育て会議委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額
環境審議会委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額

に

」

改める。

附 則 (平成26年6月26日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年6月23日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の条例の規定により任命又は委嘱された者は、それぞれこの条例の相当規定により任命又は委嘱された者とみなす。